

埼接ミニ情報

23年8月号

発行
 (社)埼玉県接骨師会
 企画総務部

今年の夏は涼しい日があるかと思えば、猛暑が続いたり、また各地で集中豪雨が発生するなど異常気象が多発しております。秋から初冬にかけてどうなるかはまだ分かりませんが、今年は自然の猛威が記憶に残る年となることは間違いないようです。上部団体の日本柔道整復師会では、7月15日に認定等委員会から、内閣総理大臣に「認定の基準に相当する」との答申が出され、いよいよ公益社団法人への移行が決まりました。この後正式に認定され、9月1日公益社団法人として登記予定とのこと。本会では、7月30日の臨時総会において「公益認定に伴う定款変更案並びに諸規程案」が承認され本格的な申請書作りに入りました。年度内の認定を目指す場合、一日でも早い申請が求められますが、不備の無いよう現在慎重に進めております。ミニ情報では、新しい定款のポイントを2回に分け掲載いたします。また、その他の疑問点につきましては事務局を通してお問い合わせくだされば、次回紙面にて回答し、会員間での情報の共有を目指したいと考えています。何卒ご理解・ご協力の程をお願いいたします。

【新定款の要点 その1】

＜第2章 目的及び事業＞

- ・第4条(事業)：(1)～(5)までが公益目的事業となります。第3条(目的)を達成するため各事業を行うこととなります。

＜第3章 会員＞

- ・第5条2項(会員)：正会員が法人法上の社員、すなわち議決権を有する会員となります。
- ・第6条(入会)：現行定款にある日整への所属義務は新定款ではありません。
- ・第8条(退会)：退会届を出すことにより任意にいつでも退会できます。
- ・第10条(会員資格の喪失)：現行定款にある「後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき」は削除されました。

＜第4章 総会＞

- ・第12条(権限)：事業計画及び予算案については理事会での決議となります。また、理事及び監事の報酬等の額は総会で決議することとなります。
- ・第13条(開催)：定時総会は決算総会の一回となります。従来の予算総会は無くなります。
- ・第17条(決議)2項：この項に示されていることに関しては総正会員数の議決権の3分の2以上の多数をもって行うこととなります。(絶対決議条項)
- ・同上3項：理事の選任方法の概略です。各理事ごとに過半数の承認が必要になります。詳細方法については各選挙ごとに規定されます。
- ・第18条(書面決議等)：役員を選任に関しても書面又は電磁的方法により議決権の行使ができるようになります。詳細方法については各選挙ごとに規定されます。

＜第5章 役員＞

- ・第20条(役員の設置)1項：役員の数が変わりました。また、会長、副会長、常務理事をもって法律上の業務執行理事となります。

- ・第21条(役員を選任)2項：会長は原則的には理事会での選任となりますが、総会の決議によりその候補者を選出し、理事会で選定することができます。
- ・同条3項：副会長、常務理事は理事の中から理事会で選定されます。
- ・同条以下各項：役員の間関係が厳しく制限されます。3分の1条項
- ・第22条(理事の職務及び権限)各項：理事の権限が強くなります。それだけ責任も重くなります。業務執行理事は理事会で自己の職務の執行の状況を報告しなければなりません。
- ・第23条(監事の職務及び権限)各項：監事の職務と権限が詳しく書かれています。監事は理事会に出席し必要な場合は意見を述べなければなりません。
- ・第24条(役員任期)1項：任期が明確に規定されました。
- ・第25条(役員解任)：総会で、理事は2分の1以上、監事は3分の2以上の多数をもって決議されます。
- ・第26条(役員報酬)：役員報酬規程については総会での承認が必要となります。

以下次号

【保険部より】柔道整復師に係る新聞報道「平成23年8月4日(木)」につきましては、元柔道整復師が詐欺容疑(約8100万円)で大宮署に3日逮捕され新聞等に報道されました。逮捕された当該柔道整復師は、本会会員並びに日整会員でないことを申し添えます。つきましては、日頃より保険請求の適正、業務範囲の遵守等は機会あるたびにお願いしているところであります。各会員は、施術録が療養費支給申請の根源をなすものであることを再認識し、施術後すみやかに負傷原因その他の必要事項を明確に記載し、適正な支給申請の証拠として整備していただくことをお願いします。

【主な会務状況】

- ・7月21日 医療整備課へ役員訪問：公益申請についての意見交換
- ・7月30日 臨時総会開催：各議案承認される。
- ・8月5日 理事会等準備会開催：正・副会長、企画総務・経理各部長
- ・8月9日 新入会者指導日 会員相談日：正・副会長、企画総務・保険各部長
- ・8月19日 第2回公益社団移行準備委員会：阿部委員長、本間・渡邊(寛)各副委員長、大河原・根岸各委員

【今後の主な予定】

- ・11月13日開催を11月6日(日)に変更 学術研修会
- ・11月13日 市民公開講座開催予定 さいたま市「つばさ小学校」
- ・12月18日 保険業務講習会 機能訓練指導者講習 上尾市文化センター
- ・H24.3月11日 関東学会茨城大会

【公益社団法人移行認定申請への主な予定】

- ・認定申請書提出予定を8月末から9月初めにかけてに変更